

印刷会社 のための 知的財産

連載
第1回

裁判例紹介

印刷業は、製造業であるとともに情報加工産業という側面を持っています。デジタル化、ネットワーク化、ソフト化の流れに伴って、“情報の価値”=“知的財産の重要性”はますます高まっています。急激な変化に取り残されないためにも、迅速な意思決定が求められるようになっていますが、形のない知的財産についての判断は、難しい場面が多くあります。トラブルを未然に防ぐためにも、お得意様の信頼を得るためにも、思い切って新しい領域に踏み出すためにも、判断の基準になる経験を蓄積していくことが必要です。

今回から本誌で連載する「印刷会社のための知的財産裁判例紹介」は、印刷会社や関連の業界において、様々なトラブルが裁判という形になって現れたものであり、判例は、トラブルに対する判断の基準となる記録です。毎回、知的財産を中心とした重要判例や、印刷会社にかかわりの深い裁判の事例について、事件の経緯と判決を紹介し、実務上のポイントを解説します。こうした知識を共有することで、印刷業界として、経験を共有していくことができるのではないかでしょうか。ぜひご活用ください。

【日本印刷産業連合会 知的財産権研究会】

イラストの改変は「同一保持権を侵害」と認定

事件名：レジャー施設パンフレット事件

東京地裁昭和48年7月27日判決 昭和47年(ワ)7736号

実務上のポイント

他人の著作物は、例え下請業者が制作したものであっても無断で改変することは許されません。具体的な改変の内容を明示した上で、著作者及び著作権者から改変の許諾を得る必要があります。

◆本件を取り上げた理由・趣旨

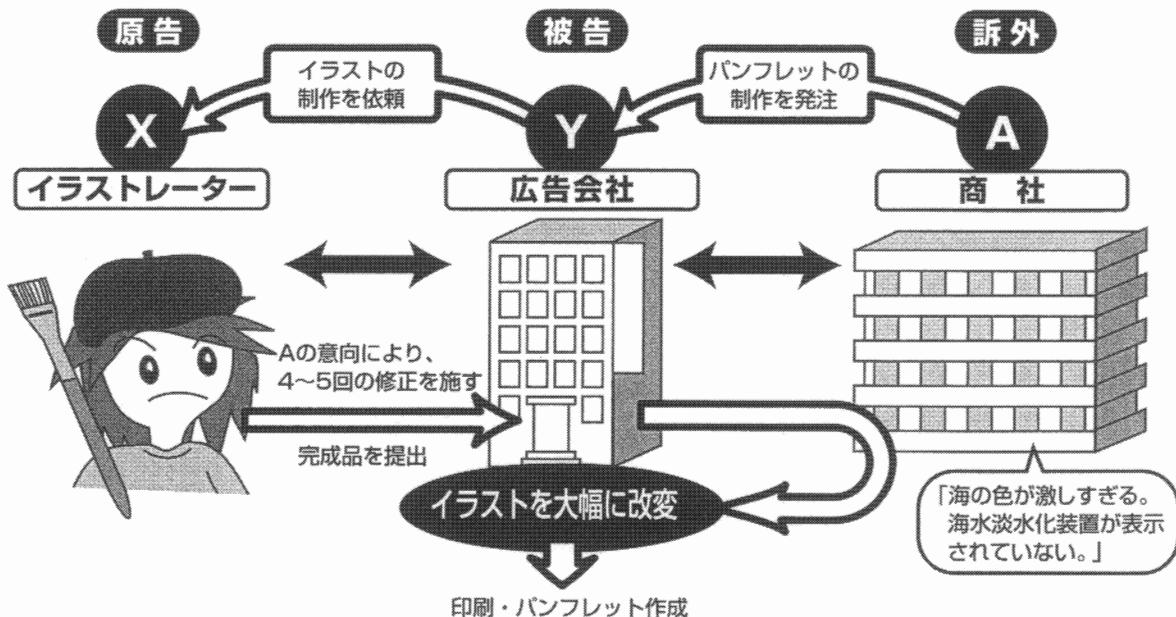
近年、印刷会社がデザイン制作を含めて広告宣伝物の制作を請負うことは少なくありません。印刷会社自らデザイン制作を手がけることもありますが、外部のイラストレーターや制作会社に下請に出す場合も多く、その場合、印刷会社は得意先と下請業者との間に立ち、限られた時間の中で得意先の要望を反映させるための調整役を務めることになります。

本件は、広告宣伝用のパンフレットに使用するイラストの作成を受注した広告会社が、下請先であるイラストレーターの作成したイラストを無断で改変したことについて、著作権法の定める著作者人格権（同一性保持権）の侵害を認めた裁判例です。

◆事件の概要

商社A（訴外）からシーサイド・レジャー用機械器具の広告宣伝パンフレットを受注した広告会社Y（被告）は、パンフレットに使用するイラスト（以下「本件イラスト」）の制作をイラストレーターX（原告）に依頼しました。Xは、本件イラストに表示すべき機器、施設等につきYと協議し、Aの意向によって4、5回にわたり修正した上で、これを完成してYに交付しました。

ところが、Aから「海の色が激しすぎる。海水淡水化装置が表示されていない」との苦情を受けたYは、印刷に回すべき時期が切迫していたため、Xの了解を得ることなく、Yみずから、本件イラストの透明で鮮やかな青インキで塗っていた海の色をポスターカラーで一様に塗り重ね、あわせて、子供の国、モーターピール、ダイビングクラ



の屋根等の色を塗り替え、海水淡水化装置を書き加えるなどして、これを印刷に回してパンフレットを作成しました。

これに対して、Xは、本件イラストを修正改変したYの行為は、本件イラストの同一性を害するものであり、Xのイラストレーターとしての命を脅かし、その信用を著しく失墜させるものであり、現に、Xは、前記パンフレットを見た得意先から、Xの作品であるのかと疑われているとして、Yに対して、慰謝料100万円の支払を求め、東京地裁へ提訴しました。

◆判決要旨

①本件イラストの改変に関し、Xの明示または黙示の承諾はあったか

Yは、「本件イラストの制作を依頼した際、Xから本件イラストの改変につき明示または黙示の承諾を得た」と主張しましたが、判決はこれを否定しました。

②元請業者が下請業者の制作した原稿を改変することを容認する慣習はあるか

Yは、「パンフレットのような商業上の広告宣伝文書のイラストおよびレイアウトについては、発注者からその制作を請負った元請業者が、同業者にその制作事務の一部を下請させる場合、元請業者は下請業者の制作した原稿を、急を要する場

合に改変することを容認する慣習がある」と主張しましたが、判決はこれを否定しました。

③同一性保持権の適用除外である「やむを得ない」改変に該当するか

Yは、本件イラストは、前記パンフレットに使用する目的で制作されたものであり、その利用の態様からすれば、前記改変は、著作権法第20条第2項第3号（現在は第4号）に定める「著作物の性質並びにその利用の目的および態様に照らしやむを得ない」ものに該当するため、Xは、本件イラストの同一性保持権を主張しえない、と主張しました。しかし、判決は、「本件イラストの前記利用の目的および態様からしても、Yによる改変行為は、とうてい、やむを得ないものということはできない」としました。

④結論

判決は、Yによる改変行為は、Xの本件イラストにつき有する同一性保持権の侵害にあたり、Yはこれによって被ったXの精神的損害を賠償する責任を負うとして、YがXに対して25万円支払うよう命じました。

◆解説

「同一性保持権」とは、著作者の有する著作人格権の一つで、「著作者の意に反する改変をされ

ない権利」（著作権法第20条第1項）のことをいいます。本件においては、Yによる本件イラストの改変行為が、Xの有する同一性保持権の侵害に該当するか否かが争われました。

まず、Yは、

- ①本件イラストの改変につきXの明示または默示の承諾が存在している
- ②元請業者が下請業者の制作した原稿を改変することを容認する慣習がある

と主張しましたが、判決はいずれもこれを否定しました。また、Yは、本件イラストの改変行為は、著作者人格権の適用除外となる「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」に該当する、と主張しましたが、判決はこれも否定し、結果的にXの有する同一性保持権の侵害を認めました。

同一性保持権における「意に反して」の判断尺度は、著作者の主観的な要素が入り込む余地があるため、他人の著作物の改変を行う場合は原則として著作者の同意を求める必要があります。もっとも、著作権法第20条第2項第4号に定める「やむを得ないと認められる改変」の場合は、同一性保持権の適用除外となります。これは厳格に解釈されるものであり、本件イラストの大幅な色調の変更や書き替え、書き加えなどを施したYの行為は、明らかに「やむを得ないと認められる改変」から逸脱します。本判決は、たとえ得意先の要望といえども、元請業者が下請業者（著作者）に無断で改変を行うことはできないことを明確に示した判例です。

ところで、本件においては原告から請求がなされませんでしたが、著作者に無断で著作物を改変する行為は、同一性保持権だけでなく、著作（財産）権のうち、著作権法第27条に定める「翻案権」（著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案する権利）の侵害にも該当します。著作者人格権は他人に譲渡できない著作者固有の権利ですが、著作（財産）権は他人に譲渡することができるため、著作者と著作権者が異なる場合には、両者から改変の許諾を得ておく必要があります。

それでは、他人の著作物の改変に関して許諾を得る場合、実務上どのような配慮が必要なのでしょうか。この点に関しては、著作者とのあいまい

なやり取りが引き起こした事例として、「恐竜のイラスト事件（東京高裁平成11年9月21日判決）」が参考になります。これは、ティラノサウルスのイラストについて「飛んでいる翼竜をつぶして使用しても良いか？（合成使用したい為）」というメモ書きを著作者に送付し、それに対して「翼竜をカットすることについて異存なし」というメモ書きを著作者から受領した広告代理店が、最終的には翼竜をカットするだけでなく、ティラノサウルス自体の色調、輪郭、細部について大幅な変更をしたことにつき、著作者の有する同一性保持権の侵害を認めた判例です。

これらのことから、著作物を改変する際には、著作者または著作権者が下請業者か否かを問わず、改変内容をできる限り具体的に明示したうえで、事前に著作者及び著作権者から許諾を得ることが必要であるといえます。また、互いに合意した範囲を超える改変を施す場合には、改めて許諾を得る必要があるでしょう。デジタルデータの普及により改変が容易となった昨今、著作物の改変に関しては実務上十分な注意が必要です。

column

「自由利用マーク」について

文化庁は、著作者が自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマーク「自由利用マーク」を公開しています。「自由利用マーク」には、次の3つの種類があり、どんな利用ができるかは、マークによって異なります。



コピーOK



障害者OK



学校教育OK

「プリントアウト・
コピー・無料配布」OKマーク

「障害者のため
の非営利目的利
用」OKマーク

「学校教育のた
めの非営利目的
利用」OKマーク

マークが付された著作物に関しては、マークが示す目的・方法の範囲内であれば、改めて著作者の許諾を得たり、利用料を支払ったりせずに、その著作物を利用できます。

詳しくは、文化庁のホームページ

(<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo>)をご参照ください。

中間生成物の帰属と法律的位置づけ

事件名：製版フィルム廃棄事件

東京地裁平成13年7月9日判決 平成7年(ワ)23552号 平成8年(ワ)70248号 平成9年(ワ)25536号

実務上のポイント

- ①特段の取り決めがなければ、製版フィルムや印刷データの所有権は基本的に印刷会社にあり、当然に引き渡さなければならない義務はありません。
- ②製版フィルムや印刷データの所有権ならびに保管等について得意先と取り決めがある場合は、その内容に従うことになります。
- ③無用なトラブルを防止するためには、廃棄にあたって事前に得意先に連絡するなど、信頼関係を築くことも大切です。

◆本件を取り上げた理由・趣旨

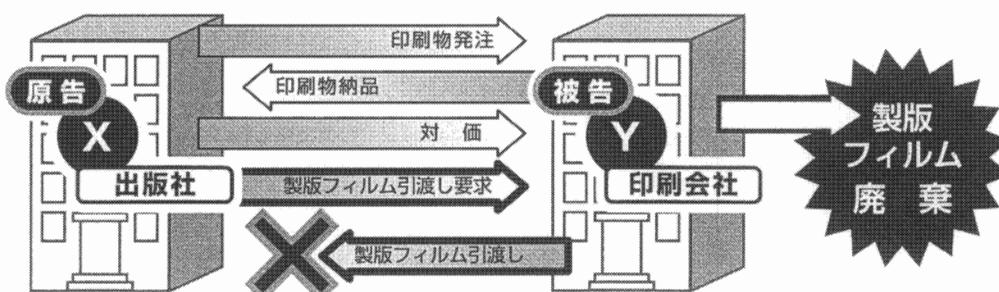
得意先から受注した印刷物等製品の製造工程において、製品を完成させるために作成される版下や製版フィルム、また近年においては印刷用データなどの中間生成（物）について、仕事の完成後に、得意先から引き渡しを求められるケースが後を絶ちません。

本件は、製版フィルムの所有権およびこれを廃棄した印刷業者の損害賠償責任の有無が主な争点となった裁判であるが、中間生成（物）の権利の帰属、引き渡し義務、保管義務などについて、印刷契約の法律的位置づけから明快に判示している裁判例です。

◆事件の概要

出版社X（原告）は、平成5年から平成6年にかけて同社発行の住宅専門誌3冊の印刷・製本業務を印刷会社Y（被告）に発注しましたが、被告は同誌の製版フィルムを、業務完了後に廃棄していました。

原告は、製版フィルムは原告の所有であり、そうでないとしても、原告と被告との間には、本件製版フィルムを引き渡す旨の明示又は暗黙の合意が存していた、と主張しました。そして、被告が製版フィルムを廃棄したので、雑誌の増刷をするためには製版フィルムを再び作成するほかない、その製作費用相当額の損害を被ったとして、製版フィルムの再制作費用相当額の支払いを求め、東京地裁へ提訴しました。



◆判決要旨

①本件製版フィルムの所有権について

「一般に、注文者の依頼により雑誌を印刷、製本する行為は請負契約に当たり、雑誌を印刷、製本の上、注文者に交付して請け負った仕事を完成すれば足りる。製版フィルムは、印刷物完成のために作成される中間生成物であるから、所有権は原則として印刷業者に帰属し、契約当事者間でその所有権や交付義務について別異の合意をしない限り、印刷業者はこれを注文者に引き渡す義務を負わない」としました。

②本件製版フィルムの引渡し又は保管義務について

「印刷業者が製版フィルムを手元に保管するのは製版フィルムの再利用と印刷の受注という双方の利益のために印刷業者が自らの判断でこれを保管していたものということができ、印刷業者が注文者の承諾を得て製版フィルムを廃棄することは、そうした双方の利益を反映した結果にすぎず、そのことから注文者が印刷業者に製版フィルムの引き渡しを求める権利を有しているとか、自己の承諾なく製版フィルムを廃棄されない権利が保障されているといえるものではない」としました。

一方、本件においては、「被告は原告に対し本件製版フィルムの保管を約束したものと認めることができるから、原告の承諾なく本件製版フィルムを廃棄したことにより原告が被った損害を賠償する義務がある」としました。

③本件製版フィルムの再作成費用の賠償請求について

「原告が被った損害は、本件製版フィルムを利用して本件雑誌を再販する等による得べかりし利益であって、本件製版フィルムを作成し直すことまで求める権利はない」としました。

◆解説

印刷請負業務においては、製版フィルムの他にも、印刷データなど、中間生成物と考えられる様々なものが作成されます。そして中間生成物は、契約の目的物ではありませんので、その所有権は、基本的には印刷会社にあり、発注者に引き渡す義務はないことが明確にされました。

雑誌を含む書籍等の場合には、再版時に製版フィルムを保管している印刷会社が印刷・製本を受注する成り行きとなることから、印刷会社が印刷終了後も中間生成物である、製版フィルムや印刷データを保管するケースがあります。ただこの行為は、いわば製版フィルムの再利用と印刷の受注という双方の利益のために印刷会社が自らの判断で行なっているにすぎず、注文者との特別な取決めが無い限り、中間生成物の処分は、専ら印刷会社の裁量に委ねられていることが判決で述べられています。このことは、製版フィルムに注文者側で用意した写真が使用されていたり、注文者の創意、工夫等の知的成果が組み込まれていたり、あるいは、見積書の中に「製版フィルム代」といった項目があるとしても、同じ結論であることに変わりありません。

中間生成物のうち、画像データやテキストデータなどの印刷データは、無体物であり、民法上、所有権の対象とはならないとされていますが、何らかの記録媒体に保存されることで有体物と同じように取り扱えるので、製版用フィルムと同じように所有権が及ぶとして考えることが適當と思われます。今後、印刷工程のデジタル化が進むにつれ、製版フィルムの製作も省かれることが多くなると予想され、今まで以上にデータの所有権についての意識を高める必要があると言えるでしょう。

なお、判決要旨②後段で述べたように、本件事件では、被告は原告から依頼された製版フィルムの保管に同意していたにも拘わらず、原告に無断で廃棄してしまったのは、被告の落ち度であったと言えるでしょう。安易な口約束は避けたいものです。